

第3 今後の検討に向けて

女性に対する暴力に関する専門調査会は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が、一部を除いて平成13年10月13日に施行されることから、本法律の円滑な施行に向けて、全6回の検討を実施し、前述のような意見を取りまとめた。

まず重要なのは、都道府県において支援センターの機能を果たす施設を早急に指定し、広く一般に広報することである。支援センター部分の施行は平成14年4月1日であるが、施行日には各都道府県のどの施設が支援センターの役割を果たすこととなっているのかについて、広く情報が行き渡っている必要がある。

また、保護命令については、我が国に初めて導入された制度であり、この裁判によって被害者の救済が速やかに実現するよう、関係機関等が取り組んでいくことが必要である。

さらに、職務関係者に対する研修に関しては、それ以外の項目に記述した事項の実現とも密接な関連を有しており、非常に重要であると考えている。新たな法律ができ、これまでとは違った意識で対応し、適切に職務に当たることが求められていることから、研修を通じて、職務関係者に対し、配偶者からの暴力に関する様々な情報を伝えていただきたい。

今後、関係府省庁、都道府県、市町村及びこれらを含む社会全体において、今回取りまとめた意見を踏まえ、法律の目的である、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護が適切に行われるよう、各種施策が推進されることを委員一同、期待している。

本専門調査会においては、関係府省庁の施策等の実施状況を的確に注視するとともに、今回の検討において、深く検討が行われないうちになっている個別のテーマ、例えば、「加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身

の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の進め方」や、「民間団体に対する援助の在り方」などについても、引き続き検討を行う必要があると考えている。

関係府省庁や都道府県、市町村の今後の取組を踏まえ、更なる検討を実施し、必要があれば再度意見を取りまとめることとする。